

館山市情報提供
令和元年6月6日
建設環境部 都市計画課：黒川
TEL：0470-22-3640

「館山市景観計画」の策定及び「館山市景観条例」を制定へ

館山市では、恵まれた自然景観や歴史・文化的な景観等を維持するための基本的な方針をまとめた「館山市景観計画」を策定します。

この「景観計画」は、平成29年度より策定作業を進めており、これまで、「館山市景観計画策定委員会」や「館山市都市計画審議会」、「館山市景観計画庁内検討委員会」等での審議を行い、さらには住民アンケート、景観まちづくりワークショップ、パブリックコメント等を実施しました。これらの意見を反映させ、平成31年3月に「館山市景観計画（案）」を取りまとめました。

※「館山市景観計画（案）」の概要は、ダイジェスト版を参照

この「館山市景観計画（案）」を推進するため、具体的な手続等を定めた「館山市景観条例（案）」を6月7日召集の市議会定例会に上程します。

「館山市景観条例」には、景観計画で定めている一定の要件に該当する建物等の建築や、工作物等の設置などについての届出やその審議等に関して必要な事項を定めます。

なお、市議会での議決を経て、「館山市景観条例」の公布及び、「館山市景観計画」の告示を行います。

景観条例が施行され、建築等の行為の制限が生じるなど、及ぼす影響が大きいことから、景観条例及び景観計画の施行日は、制度の周知期間を確保するため、令和元年11月1日を予定しています。

周知期間中に、景観計画の本冊及び概要版の配布や、ホームページ・広報誌への掲載、景観計画・景観条例に基づく届出内容等の詳細についてまとめたガイドラインの制作等を進めていきます。

※別添の「館山市景観計画（ダイジェスト版）」については、条例案の審議状況によっては、一部変更となる場合もありますのでご了承ください。